

**国家的に重要な研究開発
「地域イノベーション協創プログラム」（経済産業省）
の事後評価について（案）**

平成 25 年 11 月 26 日
評価専門調査会

1. 事後評価の実施について

総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発については、「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議決定。以下、「評価に関する本会議決定」という。）において、当該研究開発が終了した翌年度に事後評価を行うこととされている。

以下の研究開発が平成 24 年度をもって終了したことから、事後評価を実施することとする。評価は、評価専門調査会が調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議で決定することとする。

2. 評価対象

「地域イノベーション協創プログラム」【経済産業省】

＜研究開発概要＞

本研究開発は、地域における裾野の広い持続的な経済成長を可能とするため、企業と大学等との産学官の協同研究開発を促進することによって地域発のイノベーションを創出し、地域経済の活性化を図るため、次の事業を行うものである。

《イノベーション創出基盤形成事業》

○地域イノベーション創出共同体形成事業

研究機関の相互連携、企業への技術支援、評価手法の充実等

○創造的産学連携体制整備事業

TLO 等の専門人材の配置等による産学連携体制の強化

《イノベーション創出研究開発事業》

○地域イノベーション創出研究開発事業

地域のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発の実施

○大学発事業創出実用化研究開発事業

実用化を目的とし、大学における最先端の技術シーズと民間企業の研究開発資源とを組み合わせて実施する研究開発の支援

＜実施期間＞ 平成 20 年度～平成 24 年度

＜予算額＞ ○国費総額 約 270.1 億円

＜総合科学技術会議における評価の経緯＞

○事前評価： 平成 19 年 11 月 28 日 (総合科学技術会議決定)

○事前評価のフォローアップ：

平成 21 年 7 月 2 日 (評価専門調査会)

＜経済産業省における事後評価の経緯＞

事後評価： 平成 25 年度中実施予定

(産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・評価小委員会 評価 WG)

3. 事後評価の進め方

事後評価は、「評価に関する本会議決定」及び「総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の進め方について」(平成 21 年 1 月 19 日評価専門調査会) に従って、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討等を行うものとする。

4. 検討会メンバー

検討会メンバーについては、評価専門調査会長が、評価専門調査会の議員・専門委員数名並びに外部の専門家・有識者数名を指名し、選定する。

5. 実施スケジュール（予定）

平成 25 年 11 月 26 日

評価専門調査会

○評価検討会設置の確認

○経済産業省から研究開発概要等の聴取及びそれに対する質疑

実施省（経済産業省）における事後評価について、評価検討会は平成 26 年 2 月～3 月に開催、評価報告書は平成 26 年 3 月末に取りまとめられる予

定である。したがって、評価専門調査会における調査検討は、経済産業省での評価作業の進捗を踏まえつつ実施する。

評価検討会（2回程度）

- 評価検討会における調査検討の進め方
- 経済産業省から研究開発成果等の聴取及びそれに対する質疑
- 調査検討のとりまとめの検討

評価専門調査会

- 評価検討会の調査結果の報告
- 評価結果案のとりまとめ

総合科学技術会議

- 評価結果の審議・決定
- 評価結果を総合科学技術会議議長から経済産業大臣あてに通知等